

一般財団法人福岡県建築住宅センター

評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「財団」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う業務（以下「評価業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定に基づき必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 評価業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価業務を行う時間及び休日)

第3条 評価業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時45分から午後5時30分までとし、そのうち申請の受付は午後4時までとする。

2 評価業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、福岡市中央区天神1丁目1番1号とする。

(評価業務を行う区域)

第5条 評価業務を行う区域は、福岡県の全域とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価業務を行う範囲)

第6条 財団は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第一号から第二号までに定める区分に係る評価業務を行う。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、財団に対し、同項に規定する設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならないものとする。

- (1) 設計住宅性能評価のために必要な図書を定める件（平成12年建設省告示第1660号）第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
- (2) 施行規則第3条第3項から第6項までの規定による場合は、それぞれ、次に掲げる図書（ただし、当機関が下記(a)～(c)に掲げる認定書又は認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は除く。）
 - (a) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、住宅型式認定書の写し
 - (b) 住宅の認証型式住宅部分（認証外国型式住宅部分等製造者が製造するものを含む。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、型式住宅部分等製造者等認証書の写し
 - (c) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（以下「変更設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、財団に対し、同項に規定する変更設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、前項(1)及び(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに財団以外の者が直前の設計住宅性能評価を行っている場合はその結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを添えて提出しなければならないものとする。

3 前2項の規定により提出される図書（申請書を含む。以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 財団は、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 財団は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるもの

とする。

- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、財団は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 財団は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に設計評価引受承諾書を交付し、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、財団の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を財団に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の納入に関すること。
 - (4) 評価業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他財団に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の財団に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 財団は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が納入されないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(設計住宅性能評価)

第9条 財団は、法、これに基づく命令及び告示並びに財団が作成した設計住宅性能評価に関するマニュアルに従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 財団は、評価員が設計住宅性能評価の対象となる住宅が次のいずれかに該当すると認めるときは、申請者にその旨を記載した適合しない旨の通知書により通知するとともに、必要に応じて当該設計住宅性能評価を一時中断させる。
 - (1) 建築基準法その他の法令に違反している。
 - (2) 自己評価書に記載された自己評価結果と異なる。
- 5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、財団は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した設計評価取下げ届出書を財団に提出する。

- 2 前項の場合においては、財団は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の申請内容又は計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容を記載した設計評価変更報告書の正本及び副本に、それぞれ、第7条第1項(1)及び(2)までに掲げる図書のうち変更に係るものを添えて財団に報告するものとする。

- 2 前項の報告が行われた場合において、財団が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第12条 財団は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他財団に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が納入されていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表に定める方法に従う。
 - 3 財団は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、

施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を記載した同条第2項に規定する通知書に設計評価提出図書の副本を添えて交付する。

- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、財団に対し、同項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならないものとする。（財団において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(1)を除く。）

- (1) 最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し及び設計住宅性能評価に要した図書
 - (2) 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第4の2（3）に規定する施工状況報告書の様式
 - (3) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価（以下「変更建設住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、財団に対し、同項に規定する変更建設住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに財団以外の者が直前の建設住宅性能評価を行っている場合はその結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを添えて提出しなければならないものとする。
 - 3 第1項又は第2項の規定により提出される図書（申請書を含む。以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第14条 財団は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 建設評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 建設評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 建設評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 財団は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
 - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、財団は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
 - 4 財団は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価引受承諾

書を交付し、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、財団の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を財団に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、財団の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の納入に関すること。
 - (4) 評価業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他財団に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を財団に提出しないときは、業務期日を延期できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、財団に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、財団が行うべき評価業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の財団に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 財団は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が納入されないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うこと

ができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

- 第15条 財団は、法、これに基づく命令及び告示並びに財団が作成した建設住宅性能評価に関するマニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。ただし、室内空気中の化学物質の濃度等の測定については、建設住宅性能評価書の作成を除く評価業務を評価員以外の者が行うことができるものとする。
- 2 評価業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 財団は、評価員が新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者にその旨を記載した検査報告書により報告するとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断させる。
 - 5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、財団は、その是正が図られるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第16条 申請者は、財団に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を施行規則第6条第1項に規定する通知書により通知しなければならないものとする。
- 2 財団は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を実施させる。
 - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を財団に提出しなければならないものとする。
 - 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
 - 5 財団は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則第6条第5項に規定する検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその結果を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第17条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した建設評価取下げ届出書を財団に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、財団は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設評価提出図書又は建設工事の変更)

- 第18条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の申請内容又は建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容を記載した建設評価変更報告書の正本及び副本に、それぞれ、必要に応じて変更に係る図書を添えて財団に報告するものとする。
- 2 前項の報告が行われた場合において、財団が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、

建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を、また、新築住宅に係るものについては必要に応じて変更設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第19条 財団は、新築住宅に係る建設住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他財団に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が納入されていないとき。
- 2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 財団は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を記載した同第2項に規定する通知書に建設評価提出図書の副本を添えて交付する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第20条 財団の評価業務に関し代表権を有する役員は、評価業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任する。
- 3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第21条 財団の評価業務に関し代表権を有する役員は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第22条 評価業務を実施するため、評価員を6名以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 財団は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第23条 評価員の資質を向上させるため、評価員に対し、年1回以上、当財団の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

(評価業務の実施及び管理の体制)

第24条 評価業務に従事する職員(評価員を兼任するものを含む。)を3名以上配置する。

- 2 財団は、審査管理部長を法第9条第1項第三号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第25条 評価業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記様式による。

(秘密保持義務)

第26条 財団の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金の収納)

第27条 申請者は、別表1～9に定める評価料金を、現金により納入する。

- 2 申請者は、前項による納入のほか、財団と協議のうえ銀行振込その他の方法によりに評価料金を納入できるものとする。

(評価料金の減額要件)

第28条 評価料金は、次に掲げる場合に減額できるものとする。

- (1) 申請者又は施工者として同一年度内の評価申請戸数の累計が戸建て住宅にあっては25戸、共同住宅にあっては100戸を超えた者が関係する申請
- (2) 前年度において、前号に定める申請実績を有する者が関係する申請
- (3) 財団と評価業務に関する請負契約等の年間契約を締結する者が関係する申請
- (4) 財団が住宅性能評価業務の普及促進のために、期間・戸数等を限定した場合、これに応じた者が関係する申請

(評価料金の返還)

第29条 収納した評価料金は返還しない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合には別表9により返還する。

- (1) 財団の責に期すべき事由により評価業務が実施できなかったとき。
- (2) 第17条の規定に基づく建設住宅性能評価の申請が取り下げられたとき。

(負担金の納付)

第30条 財団は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑則

(登録の区分等の掲示)

第31条 財団は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第32条 財団は、本規定を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページ (<http://www.fkjc.or.jp>) において公表する。

(財務諸表の備え付け)

第33条 財団は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第34条 利害関係人は、財団の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、

- (2) 又は(4)の請求をするには、一枚につき十円を支払わなければならない。
- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録を持って作成されているときは、当該電磁的記録によって記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクを持って調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成で

きるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第35条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

(帳簿及び書類の保存方法)

第36条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、确实であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第37条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第38条 財団の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 財団の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 財団の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が、当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
 - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1), (2), (3)又は(4)に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は財団の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第39条 財団は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金金額が年間3,000万円以上であるもの及び地震その他の天災によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第40条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、財団に相談をすることができる。この場合においては、財団は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、法第15条第1項の規定による建設大臣の認可を受けた日から施行する。

（平成12年10月3日制定）

附 則

変更後の規程は、法第15条第1項の規定による国土交通大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平18年3月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平18年4月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平18年12月26日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成22年10月3日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成31年4月1日から施行する。

平成 14 年 2 月 1 日改定
平成 15 年 4 月 1 日改定
平成 18 年 3 月 1 日改定
平成 18 年 3 月 17 日改定
平成 18 年 12 月 26 日改定
平成 21 年 3 月 11 日改定
平成 22 年 10 月 3 日改定
平成 23 年 4 月 26 日改定
平成 24 年 3 月 9 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 6 月 1 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定

別表

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	財団の登録住宅性能評価機関の登録番号
4～5桁目	01
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価(新築住宅)
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別記様式 身分証明書

身分証明書 (No.)	
(氏名) 〇〇 〇〇 年 月 日生	写真
有効期限 年 月 日	
上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する評価業務に従事する当センターの職員であることを証する。	
年 月 日 福岡市中央区天神1丁目1-1 一般財団法人 福岡県建築住宅センター 評価業務に関し代表権有する役員 役 職 氏 名 印	

別表1 設計住宅性能評価の評価料金(税抜金額)

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金
戸建住宅	100㎡以内	39,000円+2,000円×B
	100㎡超～200㎡以内	39,000円+2,000円×B
	200㎡超～500㎡以内	45,000円+2,000円×B
	500㎡超	53,000円+2,000円×B
共同住宅等	200㎡以内	39,000円+(2,000円+2,000円×B)×M×β
	200㎡超～500㎡以内	93,000円+(2,000円+2,000円×B)×M×β
	500㎡超～1,000㎡以内	149,000円+(2,000円+2,000円×B)×M×β
	1,000㎡超～2,000㎡以内	293,000円+(2,000円+2,000円×B)×M×β
	2,000㎡超～3,000㎡以内	293,000円+(2,000円+2,000円×B)×M×β
	3,000㎡超～5,000㎡以内	537,000円+(2,000円+2,000円×B)×M×β
	5,000㎡超～7,000㎡以内	939,000円+(2,000円+2,000円×B)×M×β
	7,000㎡超～10,000㎡以内	939,000円+(2,000円+2,000円×B)×M×β
	10,000㎡超	1,731,000円+(2,000円+2,000円×B)×M×β

表中、M：共同住宅等の評価対象住戸数、β：同一間取低減係数(ただし、0.5≤β≤1)、B：選択項目追加数

別表2-1 変更設計住宅性能評価の評価料金(税抜金額)

(当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を財団から受けている場合)

(財団が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更する場合)

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金		
戸建住宅	100㎡以内	20,000円+1,000円×B		
	100㎡超～200㎡以内	20,000円+1,000円×B		
	200㎡超～500㎡以内	23,000円+1,000円×B		
	500㎡超	27,000円+1,000円×B		
共同住宅等		基本料金 (※1)	加算額(住棟) 構造	加算額(住戸) 3事項 (※2)
	200㎡以内	11,000円	19,000円	9,000円
	200㎡超～500㎡以内	24,000円	46,000円	23,000円
	500㎡超～1,000㎡以内	38,000円	74,000円	37,000円
	1,000㎡超～2,000㎡以内	74,000円	146,000円	73,000円
	2,000㎡超～3,000㎡以内	74,000円	146,000円	73,000円
	3,000㎡超～5,000㎡以内	135,000円	268,000円	134,000円
	5,000㎡超～7,000㎡以内	236,000円	469,000円	234,000円
	7,000㎡超～10,000㎡以内	236,000円	469,000円	234,000円
10,000㎡超	434,000円	865,000円	432,000円	

1,000×Σ(mi)円

(※1) 基本料金はすべての変更において適用する。

(※2) 3事項(火災・劣化・維持)はこのうち一事項でも変更すれば適用する。

(※3) 8事項は変更事項ごとに適用するが、Σ(mi)は8事項のうち、変更がある事項ごとの住戸数の和で、1,000×Σ(mi)円の限度額は、2,000円×評価対象住戸数(M)×同一間取低減係数(β)とする。
7事項は、火災・維持・温熱・空気・光視・音・高齢・防犯。

表中、B：選択項目追加数

別表 2-2 変更設計住宅性能評価の評価料金(税抜金額)

(当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を財団以外の者から受けている場合)

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金
戸建住宅	100㎡以内	39,000円 + 2,000円 × B
	100㎡超 ~ 200㎡以内	39,000円 + 2,000円 × B
	200㎡超 ~ 500㎡以内	45,000円 + 2,000円 × B
	500㎡超	53,000円 + 2,000円 × B
共同住宅等	200㎡以内	39,000円 + (2,000円 + 2,000円 × B) × M × β
	200㎡超 ~ 500㎡以内	93,000円 + (2,000円 + 2,000円 × B) × M × β
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	149,000円 + (2,000円 + 2,000円 × B) × M × β
	1,000㎡超 ~ 2,000㎡以内	293,000円 + (2,000円 + 2,000円 × B) × M × β
	2,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	293,000円 + (2,000円 + 2,000円 × B) × M × β
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	537,000円 + (2,000円 + 2,000円 × B) × M × β
	5,000㎡超 ~ 7,000㎡以内	939,000円 + (2,000円 + 2,000円 × B) × M × β
	7,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	939,000円 + (2,000円 + 2,000円 × B) × M × β
	10,000㎡超	1,731,000円 + (2,000円 + 2,000円 × B) × M × β

表中、M：共同住宅等の評価対象住戸数、β：同一間取低減係数（ただし、 $0.5 \leq \beta \leq 1$ ）、B：選択項目追加数

別表 3 共同住宅等の設計住宅性能評価及び変更設計住宅性能評価で、構造棟数が2以上の場合の追加料金(税抜金額)

(申請上1棟であるが、2以上の部分がエキスパンジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物のうち、住戸のある建築物の部分（以下「別棟」という。）が2以上存在する共同住宅等の場合)

	(い) 別棟1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金
共同住宅等	200㎡以内	19,000円
	200㎡超 ~ 500㎡以内	46,000円
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	74,000円
	1,000㎡超 ~ 2,000㎡以内	146,000円
	2,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	146,000円
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	268,000円
	5,000㎡超 ~ 7,000㎡以内	469,000円
	7,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	469,000円
	10,000㎡超	865,000円

注意) 別棟1棟の延べ床面積区分ごとに別棟数分の料金を加算する。ただし、別棟のうち最大延べ床面積のものは除く。

別表4-1 建設住宅性能評価の評価料金(税抜金額)

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金
戸建住宅	100㎡以内	36,000円+12,000円×N+2,000円*B
	100㎡超～200㎡以内	36,000円+13,000円×N+2,000円*B
	200㎡超～500㎡以内	40,000円+15,000円×N+2,000円*B
	500㎡超	45,000円+18,000円×N+2,000円*B
共同住宅等	200㎡以内	32,000円+15,000円*N+(6,000円+2,000円*B)*M
	200㎡超～500㎡以内	74,000円+20,000円*N+(6,000円+2,000円*B)*M
	500㎡超～1,000㎡以内	119,000円+27,000円*N+(6,000円+2,000円*B)*M
	1,000㎡超～2,000㎡以内	223,000円+34,000円*N+(6,000円+2,000円*B)*M
	2,000㎡超～3,000㎡以内	223,000円+42,000円*N+(6,000円+2,000円*B)*M
	3,000㎡超～5,000㎡以内	405,000円+50,000円*N+(6,000円+2,000円*B)*M
	5,000㎡超～7,000㎡以内	710,000円+64,000円*N+(6,000円+2,000円*B)*M
	7,000㎡超～10,000㎡以内	710,000円+79,000円*N+(6,000円+2,000円*B)*M
	10,000㎡超	1,274,000円+105,000円*N+(6,000円+2,000円*B)*M

表中、M：共同住宅等の評価対象住戸数、N：現場検査を行う回数、B：選択項目追加数

別表4-2 建設住宅性能評価の評価料金(財団以外の者が設計住宅性能評価を行った場合)(税抜金額)

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金
戸建住宅	100㎡以内	56,000円+12,000円×N+2,000円*B
	100㎡超～200㎡以内	56,000円+13,000円×N+2,000円*B
	200㎡超～500㎡以内	63,000円+15,000円×N+2,000円*B
	500㎡超	72,000円+18,000円×N+2,000円*B
共同住宅等	200㎡以内	52,000円+15,000円*N+(7,000円+3,000円*B)*M
	200㎡超～500㎡以内	121,000円+20,000円*N+(7,000円+3,000円*B)*M
	500㎡超～1,000㎡以内	194,000円+27,000円*N+(7,000円+3,000円*B)*M
	1,000㎡超～2,000㎡以内	370,000円+34,000円*N+(7,000円+3,000円*B)*M
	2,000㎡超～3,000㎡以内	370,000円+42,000円*N+(7,000円+3,000円*B)*M
	3,000㎡超～5,000㎡以内	674,000円+50,000円*N+(7,000円+3,000円*B)*M
	5,000㎡超～7,000㎡以内	1,180,000円+64,000円*N+(7,000円+3,000円*B)*M
	7,000㎡超～10,000㎡以内	1,180,000円+79,000円*N+(7,000円+3,000円*B)*M
	10,000㎡超	2,140,000円+105,000円*N+(7,000円+3,000円*B)*M

表中、M：共同住宅等の評価対象住戸数、N：現場検査を行う回数、B：選択項目追加数

別表5 変更建設住宅性能評価の評価料金(税抜金額)

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金
戸建住宅	100㎡以内	32,000円+12,000円×N+2,000円*B
	100㎡超～200㎡以内	32,000円+13,000円×N+2,000円*B
	200㎡超～500㎡以内	36,000円+15,000円×N+2,000円*B
	500㎡超	41,000円+18,000円×N+2,000円*B

共同住宅等	200㎡以内	32,000円+15,000円*N+(2,000円+2,000円*B)*M
	200㎡超～500㎡以内	74,000円+20,000円*N+(2,000円+2,000円*B)*M
	500㎡超～1,000㎡以内	119,000円+27,000円*N+(2,000円+2,000円*B)*M
	1,000㎡超～2,000㎡以内	223,000円+34,000円*N+(2,000円+2,000円*B)*M
	2,000㎡超～3,000㎡以内	223,000円+42,000円*N+(2,000円+2,000円*B)*M
	3,000㎡超～5,000㎡以内	405,000円+50,000円*N+(2,000円+2,000円*B)*M
	5,000㎡超～7,000㎡以内	710,000円+64,000円*N+(2,000円+2,000円*B)*M
	7,000㎡超～10,000㎡以内	710,000円+79,000円*N+(2,000円+2,000円*B)*M
	10,000㎡超	1,274,000円+105,000円*N+(2,000円+2,000円*B)*M

表中、M：共同住宅等の評価対象住戸数、N：現場検査を行う回数、B：選択項目追加数

別表5の表中(い)欄の1棟の延べ面積は、次の各項目の左欄に掲げる区分に応じ、右欄について算定する。

(1)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価を財団以外の者から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価を財団から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
(3)	財団が建設住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合	

別表6 建設住宅性能評価で室内空気中の化学物質濃度等の測定を行う場合の追加料金(税抜金額)

	(い) 測定物質の種類	(ろ) 追加料金
戸建住宅	ホルムアルデヒドのみ	23,000円
	トルエン等その他の物質を含む	32,000円
共同住宅等	ホルムアルデヒドのみ	22,000円×k+11,000円×m
	トルエン等その他の物質を含む	22,000円×k+20,000円×m

表中、m：室内空気中の化学物質の濃度等の測定戸数

k：{1+(m-1)/20}の整数(小数点以下切り捨て)

- ・測定の方法は、簡易測定機器(測定バッジによるパッシブ採取方式)による。
- ・評価方法基準6-3(3)イ採取条件③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定は、申請者が行うものとする。
- ・新築住宅に係る戸建住宅の測定は竣工検査と同時に行うものとする。

別表7 建設住宅性能評価における再検査に係る追加料金(税抜金額)

	(い) 建設住宅性能評価の申請時の床面積	(ろ) 追加料金
戸建住	100㎡以内	12,000円
	100㎡超～200㎡以内	13,000円
	200㎡超～500㎡以内	15,000円

宅	500㎡超	18,000円
共同住宅等	200㎡以内	15,000円
	200㎡超 ~ 500㎡以内	20,000円
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	27,000円
	1,000㎡超 ~ 2,000㎡以内	34,000円
	2,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	42,000円
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	50,000円
	5,000㎡超 ~ 7,000㎡以内	64,000円
	7,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	79,000円
	10,000㎡超	105,000円

別表8 建設住宅性能評価における共同住宅等の検査住戸数を割増す場合の追加料金(税抜金額)

共同住宅等	追加検査を行う住戸1戸あたり、30,000円
-------	------------------------

別表9 建設住宅性能評価の評価料金の返還額(税抜金額)

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 評価料金の返還額	
		評価対象住戸の全部が取り下げられた場合(※1)	室内空气中の化学物質濃度等の測定を取り下げる場合
戸建住宅	100㎡以内	12,000円×n	4,000円 (ホルムアルデヒドのみ) 23,000円 (トルエン等その他の物質を含む) 32,000円
	100㎡超 ~ 200㎡以内	13,000円×n	
	200㎡超 ~ 500㎡以内	15,000円×n	
	500㎡超	18,000円×n	
共同住宅等	200㎡以内	15,000円×n	4,000円×h (ホルムアルデヒドのみ) 22,000円×k+11,000円×j (トルエン等その他の物質を含む) 22,000円×k+20,000円×j
	200㎡超 ~ 500㎡以内	20,000円×n	
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	27,000円×n	
	1,000㎡超 ~ 2,000㎡以内	34,000円×n	
	2,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	42,000円×n	
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	50,000円×n	
	5,000㎡超 ~ 7,000㎡以内	64,000円×n	
	7,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	79,000円×n	
	10,000㎡超	105,000円×n	
□※1) 共同住宅等で評価対象住戸の一部が取り下げられた場合			
※1) 共同住宅等で評価対象住戸の一部が取り下げられた場合		4,000円×h	

表中、n：未実施の現場検査回数、h：取り下げられた評価対象住戸数
j：室内空气中の化学物質の濃度等の未測定住戸数
k：{1+(j-1)/20}の整数(小数点以下切り捨て)

別表10 住宅性能評価書の再交付等の料金(税抜金額)

戸建住宅・共同住宅等	申請一件につき、5,000円
------------	----------------